

令和7年度三川町危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路に面し、建築基準法の規定に適していない又は損傷若しくは劣化等により、地震等の災害等で倒壊の危険性が高いブロック塀等について、通行人並びに通行車両等の安全を確保するとともに事故を未然に防止するため、ブロック塀等を除却及び処分する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 一般交通の用に供する道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条に規定する農業用道路及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路並びに三川町法定外公共物の管理に関する条例（平成16年条例第22号）第2条に規定する法定外公共物である道路（以下「道路」という。）をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 道路に面し、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀で、別表判定基準表の点検事項に該当する項目があるもの。
- (3) 撤去処分工事 危険ブロック塀等（基礎を含む。）について、関係法令の規定に基づき適正な方法で解体及び撤去並びに処分する工事をいう。
- (4) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店又は支店を有する事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 危険ブロック塀等の所有者又は管理者（危険ブロック塀等の所有者が同意した者に限る。以下同じ。）であって、撤去処分工事を行う者。
- (2) 撤去処分工事にあたり、県内業者と工事請負契約をする者。
- (3) 交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が、直近に居住した市区町村において課税された地方税に滞納がない者。

(交付対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる撤去処分工事は、町内にある道路に面する危険ブロック塀等をすべて除去する工事であって、県内業者が撤去処分工事を施工すること。ただし、土留め等により危険ブロック塀等の一部を残す場合にあつては、道路に面する側の地盤面からの高さを0.6メートル以下とし、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守するとともに、必要に応じて補強等の適切な措置を講じること。

2 危険ブロック塀等を撤去した場所に、ブロック塀等を再設置してはならない。

(補助金額)

第5条 1件当たりの補助金の額は、撤去処分工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額と撤去する見付面積に1平方メートル当たり8千円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、10万円を限度とする。ただし、見付面積のうち、道路に面していない見付面積は補助金の算定から除くものとする。

2 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切捨てるものとする。

(交付申請及び申請書受付期間)

第6条 交付対象者は、撤去処分工事に着手する前に、危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 撤去処分工事の見積書の写し
- (2) 撤去処分工事の位置図、平面図及び立面図(様式第2号)
- (3) 危険ブロック塀等の現況写真
- (4) 市区町村で発行する納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、令和7年4月1日から令和8年1月30日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、実地調査により危険ブロック塀等調査票(様式第3号)に基づき、危険ブロック塀等の危険度について調査し、適正と認められる場合は、危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に際しては、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた後に交付決定額の増減を伴う変更、災害その他やむを得ない事由により令和8年2月12日までに当該事業を完了することが困難であると見込まれる場合又は申請を取下げの必要があるときは、危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金変更(取下げ)承認申請書(様式第5号)により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げが認められたときは、危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金変更(取下げ)承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 交付決定者は、撤去処分工事の完了後1か月以内又は令和8年2月12日のいずれか早い日までに、危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、災害その他特別な事由により提出期限までに当該実績報告書を提出することが困難であると町長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 撤去処分工事に要した費用に係る契約書(変更契約書を含む。)の写し
- (2) 撤去処分工事に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 撤去処分工事の工事施工中及び工事完成後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは速やかに審査し、その内容が適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、交付決定者に対し危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金額の請求)

第 1 1 条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金請求書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第 1 2 条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 3 0 日以内に交付決定者に対し、第 5 条に規定する補助金を支払うものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第 1 3 条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- （2） 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- （3） その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（適用除外）

第 1 4 条 この要綱に基づく補助制度は、撤去処分工事と同等と認められる工事に係る国補助金若しくは本町の規定に基づく他の補助金の交付決定を受けた場合又は受けようとする場合は、適用しない。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

判定基準表

1. 組積造の塀（鉄筋のないコンクリートブロック造を含む。）

項目		点検事項
1	高さ	道路からの高さが1.2mを超えている。
2	壁の厚さ	塀の各部分の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上である。
3	控え壁	控え壁の間隔が4mを超えている又は控え壁の突出長さが塀の厚さの1.5倍未満である。
4	基礎	鉄筋コンクリート造の基礎がない。
5	傾斜、損傷	明らかな傾きやひび割れがある。
6	ぐらつき	人力による「ぐらつき」がある。
7	その他	間知石積、玉石積、大谷石積等の擁壁又は土留めの上に設置された組積造の塀で、道路からの高さが1.2mを超えており、かつ、組積造の部分の高さが0.6m以上である。

2. 補強コンクリートブロック造の塀（控え壁の高さが1.2mを超える塀に限る。）

項目		点検事項
1	高さ	道路からの高さが2.2mを超えている。
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で壁の厚さが15cm未満である。
		高さ2m以下の塀で壁の厚さが10cm未満である。
3	控え壁	控え壁がない又は控え壁の設置間隔が3.4mを超えている。
4	基礎	鉄筋コンクリート造の基礎がない。
5	傾斜、損傷	明らかな傾きやひび割れがある。
6	ぐらつき	人力による「ぐらつき」がある。
7	その他	間知石積、玉石積、大谷石積等の擁壁又は土留めの上に設置された補強コンクリートブロック造の塀で、道路からの高さが1.2mを超えており、かつ、当該ブロック造の部分の高さが0.6以上である。

（注）上表で1つでも不適合に該当する事項があれば、補助金交付対象である危険ブロック塀等に該当するものとする。